

平成 28 年 4 月から 健康保険法が改正されます。

1. 標準報酬月額・標準賞与額の上限額の見直し

保険料の算出の基礎となる標準報酬月額の区分について、現在の最高等級(47等級)の上位に3等級追加され、上限が「50等級」になります。上限額は121万円から「139万円」に引き上げられます。

追加される区分

48等級 127万円

49等級 133万円

50等級 139万円

賞与にかかる保険料の算出の基礎となる標準賞与額の上限が、引き上げられます。

改正前:540万円

改正後:573万円

2. 傷病手当金・出産手当金の計算基準の変更

傷病手当金・出産手当金の算定方法の改定

現行:平成28年3月31日までの対象日

被保険者の標準報酬月額 \times 1/30(標準報酬日額)の3分の2

見直し後:平成28年4月1日以降の対象日

被保険者期間1年以上の人

→被保険者が給付を受ける月以前12ヶ月間の各月の標準報酬月額平均額の1/30の3分の2

被保険者期間が1年未満の人

→(1)被保険者期間における標準報酬日額の平均

(2)支給開始日の属する年度の前年度の9月30日における全被保険者の平均標準報酬日額

(1)か(2)のいずれか少ない額の3分の2相当額

3. 入院時食事療養費の見直し

入院時の食事代が段階的に引き上げられます。

改正前:1食につき260円が患者負担

改正後:1食につき360円が患者負担

(ただし、低所得者、難病、小児慢性特定疾患患者の負担額に変更はありません。)

なお、平成30年4月からは「460円」に引き上げられる予定です。